

# 海老名市教育委員会

(令和5年 1月 定例会議事日程)

日時 令和5年1月19日(木)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

## 教育長報告

### 【報告事項】

- 日程第 1 報告第 1 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 2 号 令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 3 報告第 3 号 令和4年度海老名市一般会計補正予算(第13号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第 4 報告第 4 号 海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について
- 日程第 5 報告第 5 号 海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターの指定管理者に対する第三者評価結果について

### 【審議事項】

- 日程第 6 議案第 1 号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規程の制定及び廃止について

### 【審議事項(非公開予定)】

- 日程第 7 議案第 2 号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について



報告第1号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

令和5年1月1日付けで人事異動を発令したため

令和5年1月19日  
定例教育委員会資料  
教育総務課総務係

## 人 事 異 動 内 訳

令和5年1月1日付け（併任）

区 分		人 数	小 計	合 計
新採用職員	主事補級	1人	1人	1人

## 報告第2号

### 令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

## 令和4年度海老名市教育委員会非常勤特別職（教育支援センター運営協議会委員）の委嘱について

### 1 概要

民生委員児童委員の任期満了による教育支援センター運営協議会委員の辞職に伴い、後任者の新規委嘱を行ったため、報告する。

### 2 教育支援センター運営協議会について

教育支援センターの業務を適正かつ円滑に進めるための連絡協議機関

### 3 委嘱期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

### 4 委嘱する者

氏名	委嘱等内容	備考
わだ ひろふみ 和田 弘文	新規	民生委員児童委員 任期は、前任者の残任期間とする。

### 5 名簿

別紙のとおり

## 令和4年度海老名市教育支援センター運営協議会 委嘱対象者名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が、今回の委嘱対象者

NO	氏名	所属	委嘱期間	備考
1	こじま あきまさ 小島 章政	海老名警察署生活安全課長	R4.4.1～R5.3.31	
2	いちかわ あきひろ 市川 明宏	県立有馬高等学校長	R4.4.1～R5.3.31	
3	しもじま めぐみ 霜島 恵	柏ヶ谷中学校長	R4.4.1～R5.3.31	
4	だんのうら 檀浦 かおり	中新田小学校長	R4.4.1～R5.3.31	
5	くまきり ゆたか 熊切 豊	保護司会代表	R3.4.1～R5.3.31	
6	わだ ひろふみ 和田 弘文	民生委員児童委員代表	R4.12.1～R5.3.31 (前任者の残任期間)	新規委嘱
7	さとう かずひろ 佐藤 和宏	厚木児童相談所 子ども支援第2課長	R4.4.1～R5.3.31	
8	やまだ しほ 山田 志保	子育て相談課長	R3.4.1～R5.3.31	
9	なかえ よういちろう 中江 陽一郎	海老名市医師会	R3.4.1～R5.3.31	
10	やまだ よしこ 山田 佳子	わかば学園長	R3.4.1～R5.3.31	
11	よしかわ れいに 芳川 玲子	東海大学教授	R3.4.1～R5.3.31	



## 報告第3号

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し申出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 報告理由

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出を行ったため

## 令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分 に係る意見の申出について

### 1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行った。

### 2 教育長の臨時代理

1月10日付けで市長から意見を求められたが、補正予算案は1月19日に開会となった、令和5年第1回海老名市議会臨時会に上程する予定であったため、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行った。

### 3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分

### 4 海老名市長からの意見照会文

別紙のとおり

### 5 教育委員会からの申出文書

別紙のとおり

### 6 根拠法令（抜粋）

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

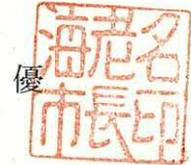
第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

海文発第13号  
令和5年1月10日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和4年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

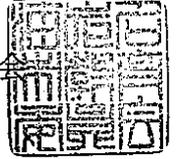
このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度海老名市一般会計補正予算（第13号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

事務担当 文書法制課 音道 内線262

海教総収第 525 号  
令和 5 年 1 月 12 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 4 年度海老名市一般会計補正予算に関する意見の申出について

このことについて、令和 4 年度海老名市一般会計補正予算（第 13 号）のうち  
教育に関する部分について、異論はありません。

事務担当 教育総務課 湊 短縮 8 0 9 0

令和4年度 海老名市一般会計補正予算（第13号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金	—	205,927	170,943	376,870	
2 国庫補助金	—	205,927	170,943	376,870	
6 教育費国庫補助金	—	205,927	170,943	376,870	
1 小学校費補助金	—	13,185	113,430	126,615	
27 小学校施設改修事業費	教育総務課	11,008	113,430	124,438	国の令和4年度補正予算により、児童の学習環境の改善及び防災機能強化を早期に図るための事業（LED化改修工事等）に対し、国庫補助金が交付されるため、増額する。（補助率1/3及び2/7）
2 中学校費補助金	—	1,868	55,098	56,966	
19 中学校施設改修事業費	教育総務課	0	55,098	55,098	国の令和4年度補正予算により、生徒の学習環境の改善及び防災機能強化を早期に図るための事業（LED化改修工事等）に対し、国庫補助金が交付されるため、増額する。（補助率1/3及び2/7）
6 新型コロナウイルス感染症対策関連事業費	—	0	2,415	2,415	
1 新型コロナウイルス感染症対策関連事業費	教育総務課	0	2,415	2,415	国の学校保健特別対策事業費補助金について、令和4年10月24日付けで補助限度額の引上げが行われたことを受け、追加の予算要望を行うもの。

## (2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	4,266,631	717,898	4,984,529	
1 教育総務費	—	2,124,245	10,800	2,135,045	
3 学校給食費	—	933,091	10,800	943,891	
5 中学校給食推進事業費	—	41,209	10,800	52,009	
1 中学校給食推進事業費	就学支援課	41,209	10,800	52,009	中学校給食弁当の注文数が当初の見込みより増えたことから、調理等業務委託料の増額を行うもの。
2 小学校費	—	612,099	459,394	1,071,493	
1 学校管理費	—	520,604	459,394	979,998	
2 小学校管理経費	—	480,099	459,394	939,493	
2 小学校維持管理経費	教育総務課	332,056	3,220	335,276	国からの学校保健特別対策事業費補助金の交付を受け、新型コロナウイルス感染症の第8波を見据えつつ、各学校において、感染症対策の一層の徹底を図るため、増額するもの
3 小学校施設整備事業費	教育総務課	99,678	456,174	555,852	国の補正予算による事業の前倒し依頼があったため、児童の学習環境の改善及び安全対策を早期に図るための事業を実施する。 ①校舎及び屋内運動場LED化改修工事 <海老名小、柏ヶ谷小、有鹿小、有馬小、東柏ヶ谷小、杉久保小、今泉小、杉本小><大谷小（屋内運動場のみ）> ②今泉小学校南棟系統空調改修工事 ③柏ヶ谷小学校校舎外装（外壁・屋上防水）改修工事

3 中学校費	—	326,634	247,704	574,338	
1 学校管理費	—	272,764	247,704	520,468	
2 中学校管理経費	—	216,526	247,704	464,230	
2 中学校維持管理経費	教育総務課	163,003	1,610	164,613	国から学校保健特別対策事業費補助金の交付を受け、新型コロナウイルス感染症の第8波を見据えつつ、各学校において、感染症対策の一層の徹底を図るため、増額するもの
3 中学校施設整備事業費	教育総務課	47,777	246,094	293,871	国の補正予算による事業の前倒し依頼があったため、生徒の学習環境の改善及び安全対策を早期に図るための事業を実施する。 ①屋内運動場LED化改修工事 ＜海老名中、有馬中＞ ②柏ヶ谷中学校校舎外装（外壁・屋上防水）改修工事

2 繰越明許費補正  
(1) 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度へ繰越使用を必要とする理由
10 教育費	2 小学校費	海老名小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	36,677	国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため
		柏ヶ谷小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	27,405	
		有鹿小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	19,520	
		有馬小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	27,918	
		東柏ヶ谷小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	40,435	
		杉久保小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	31,120	
		今泉小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	35,921	
		杉本小学校校舎・屋内運動場LED化改修工事	26,261	
		大谷小学校屋内運動場LED化改修工事	5,789	
		今泉小学校南棟系統空調改修工事	34,086	
		柏ヶ谷小学校校舎外装改修工事	129,328	

款	項	事業名	金額	翌年度へ繰越使用を必要とする理由
10 教育費	3 中学校費	海老名中学校屋内運動場LED化改修工事	8,851	国の補正による国庫補助金を活用し、翌年度以降の事業を前倒しして執行したいため
		有馬中学校屋内運動場LED化改修工事	6,892	
		柏ヶ谷中学校校舎外装改修工事	230,351	



報告第4号

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部  
改正について

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正を行ったため

## 海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について

### 1 要旨

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室から、国内におけるインフルエンザの報告数が増加傾向である状況を踏まえ、令和5年1月以降も定期接種費用助成期間とすることを検討する等、十分な配慮を求める旨の事務連絡があった。

このことから、標記要綱の一部改正を行ったため、報告する。

### 2 改正内容

第3条（助成対象期間）に、ただし書を追加した。

旧	第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から12月31日までとする。
新	第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から12月31日までとする。 <u>ただし、市長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。</u>

### 3 助成対象期間

令和4年度については令和4年10月1日から令和5年1月31日まで

### 4 対象者

海老名市立中学校に在籍している中学3年生又は現に市内に居住しており、私立等を含む学校に在籍している中学3年生（自己負担額1,000円）

### 5 期間延長に伴う対応

- ・医療機関への通知
- ・ホームページの更新
- ・保護者への通知（SumaMachiメール）

## 6 これまでの実績

### (1) 令和3年度

- ア 予算額 4,826,640円
- イ 執行額 2,961,504円
- ウ 接種人数 678名/1251名 (接種率：54.2%)

### (2) 令和4年度

- ア 予算額 3,700,000円
- イ 執行額 1,839,410円
- ウ 接種人数 419名/1234名 (接種率：約34%)

※11月末時点

## 7 施行期日

令和5年1月1日

## 8 経過及びスケジュール

令和4年12月22日 最高経営会議 決定  
令和5年1月1日 施行  
1月19日 定例教育委員会 報告

新	旧
<p>海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中学3年生が次のステップに進むことを応援するために、インフルエンザの発生及び蔓延の防止を図り、健康保持に寄与するインフルエンザワクチンを用いた予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、海老名市立中学校に在籍している中学3年生又は現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の中学校第3学年に相当する学年に在籍する生徒とする。</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から12月31日までとする。<u>ただし、市長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中学3年生が次のステップに進むことを応援するために、インフルエンザの発生及び蔓延の防止を図り、健康保持に寄与するインフルエンザワクチンを用いた予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、海老名市立中学校に在籍している中学3年生又は現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の中学校第3学年に相当する学年に在籍する生徒とする。</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から12月31日までとする。<u>_____</u></p> <p>以下 略</p>

**附 則**  
 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

## 報告第5号

海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターの指定管理者に対する第三者評価結果について

海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターの指定管理者に対する第三者評価結果について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤 文康

### 報告理由

海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターで導入している指定管理者に対する第三者評価を実施したため

## 海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターの指定管理者 に対する第三者評価結果について

### 1 趣旨

海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンターで導入している指定管理者について、民間の評価機関により事業の達成度を評価する第三者評価を実施したので、その評価結果を報告する。

### 2 評価機関

株式会社ブレインファーム 東京オフィス  
(所在地：東京都港区赤坂4-1-1 SHIMA 赤坂ビル)

### 3 評価実施期間

令和4年6月～令和4年12月

### 4 評価対象

海老名市立図書館及び門沢橋コミュニティセンター指定管理者  
えびな学びコンソーシアム  
(カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社  
株式会社図書館流通センター  
相鉄企業による共同企業体)

## 5 評価方法（抜粋）

第三者評価実施要領及び第三者評価シートを用いて、小項目及び大項目の2段階で評価を実施する。指定管理者による自己評価と評価機関による評価を実施し、小項目は4段階、大項目は5段階で評価を行う。

### 【大項目評価・達成度指数】

達成度指数	達成度評価
4.5～5.0	極めて高いレベルで提案事項を履行している。
4.0～4.4	高いレベルで提案事項を履行している。
3.5～3.9	概ね提案事項を履行している。
3.0～3.4	提案事項のかなりの部分が履行できていない。
2.9以下	提案事項が履行できていない。

## 6 評価結果概要

※詳細は別紙のとおり

大項目評価項目	達成度指数	評価結果
《共通項目》		
1 施設の位置づけ	4.0	図書館では作家の協力を得るなどのイベントを実施し、門沢橋コミュニティセンターではきめ細かい日常の点検作業を行っているなど、コンソーシアムを構成する各社の持つ強みやノウハウを活かした運営を行っている。 また、個人情報の取り扱いでは、ISMS やプライバシーマークに基づいた運営を行い、職員の研修も熱心に取り組んでいる。イベントでは、いずれの施設も企画力に加えて他施設や市民との連携力も優れており、市民の目線で運営している。
2 管理運営のあり方	4.2	
3 利用者の満足度	4.4	
4 運営の効率性	4.2	
5 収支状況	3.5	
《個別項目》		
6 本施設の設置目的・役割に則った自主事業やイベントの開催	4.5	接遇面でも高齢者や障がいのある方だけでなく、外国の人にも配慮しており、また美観の維持や防犯にも努めている。 利用者には安全・安心で快適な場として受け入れられている様子が、アンケート結果に反映されている。
7 学校図書館支援センター及び学校対応業務	4.3	
8 施設特有の運營業務について	4.0	
9 地域、関係機関との連携	4.0	



## 議案第1号

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規程の制定及び廃止について

別紙のとおり、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規程の制定及び廃止について、議決を求める。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

### 提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会規程の制定及び廃止を行いたいため

## 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う教育委員会規程の 制定及び廃止について

### 1 概要

個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日付けで施行される。これに伴い、同法が地方自治体に一律に適用されることとなる。

海老名市においては、現行の「海老名市個人情報保護条例」（以下、「現行条例」）及び「海老名市個人情報保護条例施行規則」（以下、「現行規則」）を廃止し、法から委任された事項等を規定する「海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」及び「海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則」を新たに制定した。

教育委員会としても、法律が一部改正されたことに伴い、関連する教育委員会規程を修正する必要性が生じたことから、市の現行条例及び現行規則と同様に、現行の規程を廃止し、新たな規程を制定することとしたい。

### 2 対象例規

#### (1) 廃止

- ア 海老名市個人情報保護条例施行規程
- イ 海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程

#### (2) 制定

- ア 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程
- イ 海老名市立小中学校個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程

### 3 制定内容

#### (1) 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程

- ・ 現行条例及び現行規則の引用条文の修正（名称変更）
- ・ 附則において、現行規程の廃止を規定

#### (2) 海老名市立小中学校個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程

- ・ 「海老名市個人情報保護条例施行規程」の引用条文の修正（名称変更）
- ・ 附則において、現行規程の廃止を規定

※ 詳細は、別紙「対照表」のとおり。なお、便宜上対照表を作成しているが、事務手続きとしては一部改正ではなく、現行規程を廃止し新たな規程を制定する。

#### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

#### 5 今後のスケジュール

令和5年1月19日	定例教育委員会 決定 ※決定後、直ちに令達する。
2月3日	政策会議 報告
2月13日	最高経営会議 報告
4月1日	施行

#### 6 その他

個人情報の保護に関する法律の改正及び海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定に関する概要については、別紙のとおり。

# 海老名市個人情報保護法施行条例の骨子(案)について【概要版】

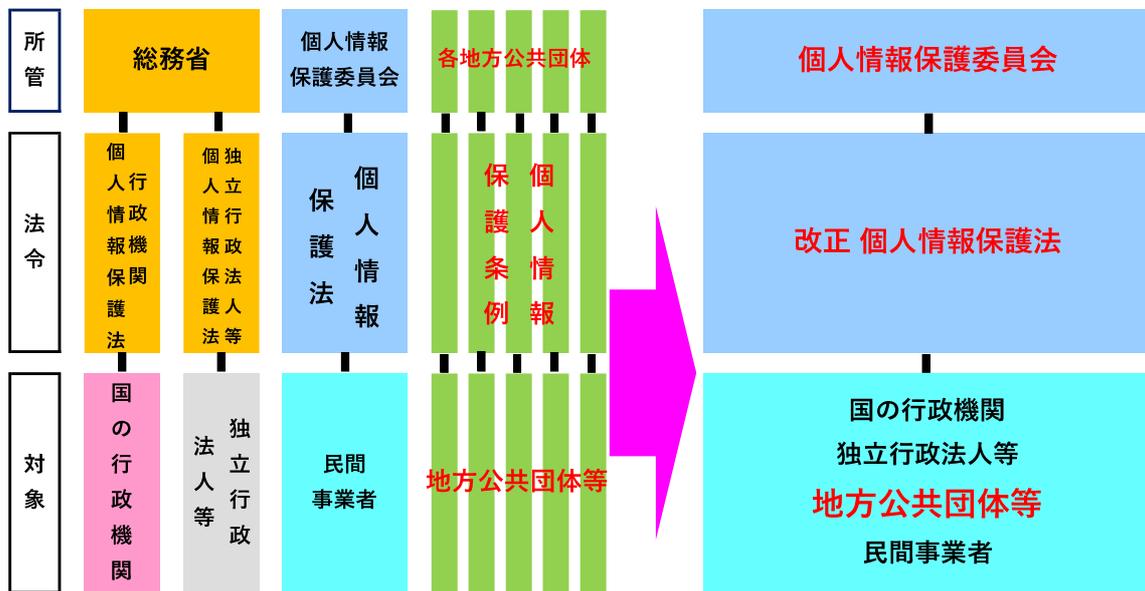
デジタル社会形成整備法により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」）が地方公共団体に直接適用されます。

これにより地方公共団体の個人情報保護制度は「条例」ではなく、全国共通ルールとして「法律」によるものになります。

そこで、海老名市では「海老名市個人情報保護条例」を廃止し、新たに法から委任された事項等を規定する「(仮称)海老名市個人情報保護法施行条例」を制定します。

この度、制定する上記条例の骨子(案)を作成しましたので、市民の皆様のご意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

今後は改正法の規定に基づき、引き続き個人情報の保護を適正に行ってまいります。  
〔現行〕 〔改正後〕



## 1 定める必要がある事項

### 開示手数料

- 現在と変わりません。
- 開示手数料は「無料」
- 現行と同様に、写しの交付に係る実費を徴収します。

### 個人情報ファイル簿

- 新たに作成・公表します。
- 改正法の作成基準未達である対象者1,000人未満の個人情報ファイル簿についても、市独自で作成・公表する予定です。
- 個人情報ファイル簿を作成することに伴い、現在同様の役割を担う「個人情報取扱事務登録簿」は廃止します。

## 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程

海老名市教育委員会が保有する個人情報の保護に係る海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和４年条例第２４号）の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和４年規則第３２号）その他市長が定める規程の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

#### （海老名市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 海老名市個人情報保護条例施行規程（平成１０年教委訓令第２号）は、廃止する。

海老名市個人情報保護条例施行規程（平成10年教委訓令第2号）対照表

制定	廃止
<p data-bbox="152 204 954 239"><b>海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程</b></p> <p data-bbox="76 288 1084 451">海老名市教育委員会が保有する個人情報の保護に係る<b>海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）</b>の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、<b>海老名市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和4年規則第32号）</b>その他市長が定める規程の例による。</p>	<p data-bbox="1211 204 1637 239"><b>海老名市個人情報保護条例施行規程</b></p> <p data-bbox="1133 288 2141 451">海老名市教育委員会が保有する個人情報の保護に係る<b>海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号）</b>の施行に関し必要な事項については、別に定めるものを除き、<b>海老名市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第23号）</b>その他市長が定める規程の例による。</p>

**附 則**

**（施行期日）**

**1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。**

**（海老名市個人情報保護条例施行規程の廃止）**

**2 海老名市個人情報保護条例施行規程（平成10年教委訓令第2号）は、廃止する。**

# 海老名市立小中学校個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における個人情報保護に関し、海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程（令和年教委訓令第 号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(個人情報学校管理責任者)

第2条 学校に、個人情報の取扱い、管理その他個人情報の適正な維持管理のため、個人情報学校管理責任者を置く。

2 個人情報学校管理責任者は、校長の職にある者をもって充てる。

3 個人情報学校管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 学校における個人情報保護指針の策定に関すること。

(2) 学校における個人情報保護管理体制の確立に関すること。

(3) 学校における個人情報保護管理計画の立案に関すること。

(4) 学校における個人情報保護に関する学校職員の研修に関すること。

(5) 学校における個人情報保護に関する児童生徒への教育に関すること。

(6) 学校における個人情報の特定と利用目的の確定に関すること。

(7) 第2号に規定する個人情報保護管理体制において、取扱許可が必要な個人情報  
報を定めること。

(8) 学校職員が、前号に規定する個人情報を取り扱う際に許可を与えること。

(9) 保護者への通知及び公表並びに保護者からの同意に関すること。

(10) 学校における個人情報の正確な取得及び収集に関すること。

(11) 個人情報を含む資料の配布に関すること。

(12) 個人情報に関する正確性及び安全性の確保に関すること。

(13) 個人情報に関する学校職員への監督に関すること。

- (14) 個人情報に関する外部委託先への監督に関すること。
- (15) 保護者、地域等との連携及び協力に関すること。
- (16) 苦情への対応に関すること。
- (17) 学校における個人情報保護に関する監督、監査及び改善に関すること。
- (18) 学校における個人情報保護管理方針の改訂に関すること。
- (19) 個人情報に関して市文書法制課、市教育委員会との連携に関すること。

(個人情報学校管理担当者)

第3条 学校に、前条に規定する個人情報学校管理責任者の職務を補助するため個人情報学校管理担当者を置く。

- 2 個人情報学校管理担当者は、教頭、総括教諭、事務職員、コンピュータ担当、情報セキュリティ担当等、校務分掌上の長をもって充てる。
- 3 個人情報学校管理担当者は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 管轄する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に関すること。
  - (2) 個人情報取扱者の取扱状況の監督、セキュリティ上の措置に関すること。
  - (3) 管轄する個人情報の漏えい、滅失又はき損が発生した場合の個人情報学校管理責任者への報告及び問題解決に関すること。

(個人情報学校管理委員会)

第4条 学校に個人情報学校管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。

- 2 管理委員会は、個人情報学校管理責任者が主宰し、個人情報学校管理担当者で構成する。
- 3 管理委員会は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 個人情報学校管理担当者を取り扱う個人情報の範囲に関すること。
  - (2) 個人情報保護体制の充実に関すること。
  - (3) 漏えい等の問題が発生した場合の原因究明と再発防止策に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
(海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程（平成19年教委訓令第2号）は、  
廃止する。

制定	廃止
<p style="text-align: center;"><b>海老名市立小中学校個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程</b></p> <p>（趣旨）                      第1条 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における個人情報保護に関し、<b>海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例施行規程（令和5年教委訓令第 号）</b>に定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><b>海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程</b></p> <p>（趣旨）                      第1条 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する海老名市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における個人情報保護に関し、<b>海老名市個人情報保護条例施行規程（平成10年教委訓令第2号）</b>に定めるもののほか必要な事項を定める。</p> <p>以下 &lt;略&gt;</p>

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
 （海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程）
- 2 海老名市立小中学校個人情報保護条例施行規程（平成19年教委訓令第2号）は、廃止する。

議案第2号

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

別紙のとおり、海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議決を求める。

令和5年1月19日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の内容について決定したいため